

生徒心得

人間社会はそれを構成する人びとが正しく行動することによって発展します。生田東高等学校という一つの社会の重要な一員である生徒のみなさんは、このことを自覚し、本校での生活をよりよいものとするために、次のことがらをよく理解してこれを守り、清新の気みなぎる学校づくりと、将来にわたって受けつがれていく望ましい校風の樹立に、一人ひとりが努力することを期待します。

1. 基本事項

- 1) 本校生徒としての誇りと自覚をもち、心身ともに健康な人間となることに努める。
- 2) 集団の規律を守り、勤労を尊び、互いに協力して共同生活の充実発展に尽くす。
- 3) 学習に自主的、積極的に励み、個性を伸ばし、自己の目標に向かってたゆみなく進む。

2. 登校・下校

- 1) 交通機関の混雑などを考慮し、余裕をもって家を出て、朝のホームルーム開始時刻(8:45)までには静かに着席していること。
- 2) 交通ルールやマナーを守り、電車・バス等の車内では品位を損なう言動を慎み、事故のないよう注意すること。万一事故にあった場合は学校に速やかに連絡すること。
- 3) 自転車通学の場合は学校の許可を受けること。自転車通学の生徒は自転車損害賠償責任保険に加入していること。自転車通学者はヘルメットの着用に努めること。
- 4) オートバイ・自動車・電動キックボード等で通学しないこと。また、制服を着用した乗車や同乗もしないこと。特別な事情により自動車等の送迎は保護者のみとすること。
- 5) 部活動及び教員の指導を受けるために残る者以外は、一般生徒下校時刻(17:00)を守ること。
- 6) 始業時より、放課時までの間に必要があつて一時外出する場合は、クラス担任などに届け出て外出許可証を受け、これを携帯すること。帰校後は返却すること。
- 7) 帰宅時刻が遅くなる時は、必ず家庭に連絡すること。
- 8) 登校・帰宅の途中で不必要な寄り道はしないこと。
- 9) 休日に登校する場合は、許可を得ること。

10) 日課表(令和5年4月時点)

	職員 打合せ	SHR	1校時	2校時	3校時	4校時
始業	8:30	8:45	9:00	10:00	11:00	12:00
終業	8:35	8:50	9:50	10:50	11:50	12:50

昼休み	5校時	6校時	SHR	清掃	一般生徒 下校
12:50	13:35	14:35	15:25	15:30	
13:35	14:25	15:25	15:30	15:45	17:00

※ 部活動のための登校時刻は7:00（休業日は8:00）以降、下校完了時刻は19:00とする。

3. 授業

- 1) 始業合図までに自席に着き授業を受ける態勢に入り、先生の入室と同時に係りの号令によって挨拶をする。
- 2) 授業中は授業に集中し、私語等はしない。教員が認める場合を除いて、スマートフォン・iPad・タブレット・携帯電話・ウェアラブル端末等の取り扱いはしない。

4. テスト

- 1) テストに際しては、平素の学習の成果を十分発揮できるよう心掛け、公正な態度で受験する。
- 2) 窓側より縦に出席簿の番号順に着席する。
- 3) 机の中は空にし、机上には筆記用具のみにする。
- 4) 受験に不必要なものは、カバンに入れ椅子の下に置く。
- 5) 携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末等は、電源をオフにし、カバンの中にする。
- 6) 筆記用具、消しゴム等の貸借は禁ずる。
- 7) テスト終了時刻まで室外へでることはできない。
- 8) その他、監督者の注意や指示に従う。

5. その他

- 1) つねに礼儀をもって人に接するように心掛ける。職員に対し、また生徒相互においては進んで挨拶をし、来客に対しては礼を失しないよう留意する。
- 2) 飲酒・喫煙等の法律に反することは絶対にしてはならない。また、高校生として好ましくない場所への出入りもしてはならない。

6. 服装・頭髪

- 1) 学校生活においては、本校指定の制服を着用する。制服の型・仕様・靴等については以下のとおりとする。

制服上衣	ブレザー(本校指定)
制服下衣	スラックスまたはスカート(いずれも本校指定)
ネクタイ等	ネクタイまたはリボン(いずれも本校指定)
ワイシャツ	白無地
ポロシャツ	白無地(胸のワンポイントは可) *夏服期間のみ着用可。
カーディガン・セーター・ベスト	色は単色のもの。形はネクタイ・リボンが見えるもの。 (胸のワンポイントのみ可)
防寒着(上)	ブレザーの上から着用すること。教室内での着用は原則不可。
防寒着(下)	学校指定ジャージのみ可。*スウェットは不可。
校章	学年色。上衣左襟に付ける。
体育館履き	本校指定のもの。氏名を書く。
グラウンド履き	運動に適したもの
外履き	革靴・スニーカー共に可。*サンダル類、かかとが無い靴、ハイヒールなどは着用不可。
体育着	本校指定のもの
頭髪	パーマ・カラー(染色)・ブリーチ(脱色)・エクステ等の頭髪の加工は不可。
装飾品	教員の指示・指導があった場合は、速やかに外すこと。 *教員が指示・指導したときに外せないファーストピアスやネイル等は認めない。 *式典、学校行事、テスト中、体育や家庭科、美術など危険を伴う授業、講師との対面時等は禁止。

- 2) 11月～4月を冬服期間、5月～10月を夏服期間とする。

3) 夏服期間について

夏服期間はブレザー、ネクタイ・リボンを着用しなくてもよい。ワイシャツの上にカーディガン・ベスト・セーターでの登下校を認める。

また、ノーネクタイ・ノーリボンの上からブレザーの着用を認める。

白無地ポロシャツ(胸のワンポイントは可)の着用を認める。

- 4) やむを得ない理由で、異なった服装で登校しなければならないときは、異装許可願を提出して許可を受ける。
- 5) 休業中であっても登校する際は、必ず制服を着用する。
- 6) 服装は常に清潔を保ち、正しく着用する。
- 7) 所持品は、高価なものは避け、自己責任で管理する。
- 8) 学校生活にそぐわない行為や行動があった時には、特別指導になることがある。

7. 諸届け等

1) 欠席・遅刻・早退等の場合は、原則として保護者が学校に連絡する。

2) 生徒の忌引は願い出により、原則として次の日数とする。

父母・・連続する7日

祖父母・兄弟姉妹 …… 連続する3日

おじおば曾祖父母 …… 1日

※ 上記の葬祭に要する旅行日数はこれを加える。

3) 学割の申請をする場合は、1週間前までに所定の用紙によって届け出る。